

地方制度調査会について

地方制度調査会設置法の規定に基づき、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように、現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的として、内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府に設置される附属機関。

委員は、国会議員、地方公共団体の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

1952年（昭和27年）に発足した第1次調査会以来、継続して設置され、現在は第31次調査会が活動中である。

これまでに、内閣総理大臣の諮問に応じ、地方行財政制度や地方自治制度のあり方、地方議会のあり方などの地方制度に関する重要事項について審議し、答申を提出している。